

富士見市新型インフルエンザ等対策行動計画改定版(概要)

背景

- ・平成25年6月 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」）策定
- ・平成26年1月 「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」）策定
- ・平成26年9月 「富士見市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動画」）」策定
- ・令和2年1月 国内で新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）感染者が確認
- ・令和6年7月 政府行動計画全面改定
- ・令和7年1月 県行動計画改定
- ・令和8年3月 市行動計画改定（予定）

目的

・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「平時の備え」、「迅速な初動体制」、「情報の重要性」が再認識されたことから、市行動計画は、国や県の計画との整合性をとりながら、市の実情に合わせ、以下を目的として抜本的に改定した。

- (1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2)市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【改定のポイント及び計画の方向性】

県行動計画と連動できる形に抜本改正を行い、以下の観点を重視して改定を行った。

(1)幅広い感染症を想定

- ・新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置く。

(2)準備期の取り組みの充実(平時の備えの充実)

- ・「訓練でもできないことは実際でもできない」平時から実効性のある訓練を実施していく。
- ・記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実する。

(3)長期化・複数波への対応(柔軟かつ機動的な対策)

- ・県計画と同じ、13の対策項目ごとに3期(準備・初動・対応期)に分けて整理した。①実施体制②サーベイランス③情報収集・分析④情報提供・共有⑤水際対策⑥まん延防止⑦ワクチン⑧医療⑨治療薬・治療法⑩検査⑪保健⑫物資⑬市民生活・経済
- ・中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理した。
- ・状況の変化に応じて感染拡大防止と社会経済バランスを踏まえ柔軟かつ機動的に対策を切替える。

(4)実効性確保のための訓練と検証とDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- ・実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。また、感染予防の観点からオンライン会議等を活用する等デジタル化の推進を図る。

(5)基本的人権の尊重

- ・SNS等による、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等偏見や差別に対しては断じて許さず、正確で正しい情報を発信する。

【計画概要、変更点】

現行) 市計画 実施体制	政府行動計画及び県計画13 項目に合わせ以下に変更	要点
①実施体制	①実施体制	①庁内・関係団体との情報共有・実施体制の整備と強化
②情報提供 ・共有	②情報収集・分析(新) ③サーベイランス(新)	②③国県等からの情報・分析に基づき、市の状況を踏まえた分析・評価。医師等を交えてのリスク評価体制の構築。
③予防 ・まん延防止	④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	④感染対策等情報提供、共有。相談体制の構築。偏見、差別、偽、誤情報を許さない正しい情報の発信。
④予防接種	⑤水際対策(新)	⑤国等の検疫等水際対策の情報収集と提供。
⑤医療	⑥まん延防止⑦ワクチン	⑥マスク手洗い等基本的な感染対策の普及。緊急事態宣言等迅速な情報提供。
⑥市民生活及び 地域経済の安定 の確保	⑧医療⑨治療薬・治療法(新) ⑩検査(新)⑪保健(新)⑫物資 (新)	⑦ワクチン接種体制の構築、情報提供。 ⑧～⑫医療体制の整備、方針検討。自宅療養者等への支援体制の構築。防護服、備蓄品等確保。
	⑬市民生活及び地域経済の安 定の確保	⑬生活関連物資等安定供給に関する要請、遺体の火葬、安置が可能な施設の確保、要配慮者への対応。

市は、13項目の内、8項目（①②④⑥⑦⑪⑫⑬）を実施する。

【新型インフルエンザ等対策の推進体制図】

